

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年12月18日

石巻市長 齋藤 正 美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 名 称 在留カード等住居地等記録端末購入
- (2) 仕様・設置場所等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和7年2月6日（金）
- (4) 入札方法 制限付き一般競争入札
非参集型入札（入札前資格審査型）とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日（開札の日をいう。以下同じ。）において、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。
 - ① 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「物品」に登録され、「機械・器具－OA機器」を主要取扱品目としている者
 - ② 石巻市内に本店、支店、営業所等のいずれかの機能を有する者
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
 - ① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
 - ② 令第167条の4の規定に該当する者
 - ③ 一般競争入札に係る入札参加資格を取り消された者
 - ④ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなさ

れた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

- ⑦ 申請書類、添付資料等に故意に虚偽の事実を記載した者
- ⑧ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑨ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出	令和7年12月24日(水) 午後5時 必着 封筒の表に公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書すること。	〒986-8501 石巻市市民生活部市民課 住基・マイナンバー係 ※郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」によること。
審査結果通知日	令和7年12月25日(木)	ファクシミリ又は電子メールにより通知
仕様書等の閲覧	令和7年12月18日(木)から 令和8年 1月 8日(木)まで	石巻市ホームページに掲載
仕様書等に対する質問の受付	令和7年12月18日(木)から 令和7年12月23日(火) 午後5時 まで	ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。
回答書の閲覧	令和7年12月24日(水)から 令和8年1月8日(木)まで	石巻市ホームページに掲載
入札書の提出期限	令和8年1月8日(木) 午後5時必着	〒986-8501 石巻市市民生活部市民課 住基・マイナンバー係 ※郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」によること。
入札日（開札日）	令和8年1月9日（金）	

（注）入札に参加する者は、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請書類の提出等

- (1) 入札参加申請者は、前記3に示す入札書の提出期限、郵送方法等を厳守し、次に掲

げる申請書類一式を郵送（「一般書留」又は「簡易書留」）又は窓口持参により提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札時において前記 2 (1) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第 1 号）

② 営業概要表

(2) 留意事項

① 入札参加申請書等の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

② 入札参加申請書等提出期限後の差替え及び再提出は不可とする。

③ 入札参加申請書等に虚偽の記載をした場合は、当該入札参加申請書等を無効とするともに、虚偽記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格結果通知書（別記様式第 4 号）により通知する。

なお、この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札書の提出

(1) 本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記 3 に示す期限、場所等を厳守し、前記 5 の入札参加資格結果通知書を受領した後、入札書を郵送（一般書留又は簡易書留）又は窓口持参により提出すること。

(2) 本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

9 落札者の決定等

(1) 入札を行った者のうち、予定価格以下の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

10 入札の回数

- (1) 初度の入札において落札者がいないときは、再度の入札を行うものとし、入札回数は、初度の入札及び再度の入札と合わせ2回を限度とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 再度の入札は開札日中に行い、ファクシミリ又は電子メールにて通知する。
- (4) 再度の入札により落札者が決定しない場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約により契約を締結する。

11 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は添付書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札(修正可能な筆記用具の使用等)は無効とする。

12 入札結果について

本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札者に対してファクシミリ又は電子メールにて通知する。

13 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

14 その他

詳細又は不明な点については、石巻市市民生活部市民課住基・マイナンバー係に照会のこと。

電話 0225-95-1111 (内線 2313)

FAX 0225-93-6727

Email istpeople@city.ishinomaki.lg.jp